【保護者等の収入の状況について】（※(1)～(3)のいずれかの□に印を付けてください。）

（1）生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第３６条の規定による**生業扶助の措置状況が分かる**証明書を提出します。**【オモテ面の世帯区分でAの□に印をつけた場合】**

①	□	７月１日現在の生業扶助の措置状況が分かる証明書

（2）次の者の課税証明書等を提出します。**【オモテ面の世帯区分でB又はCに印をつけた場合】**
※未申告者がいる場合は、申告の上、提出してください。
（提出を省略する場合は、（3）の□に印を付けてください。）

①	□	**親権者（両親）2名分**
②	□	**親権者1名分** （親権者が，一時的に親権を行う児童相談所長，児童福祉 ・離婚，死別等により親権者が1人の場合， ・親権者が存在するものの，家庭の事情によりやむを得 場合　等
③	□	**未成年後見人（　）名分** 親権者が存在せず，未成年後見人が選任されている場 全員分） （未成年後見人が，法人である場合又は財産に関する権 は，その者を除く。）
④	□	**生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）2名分（父母）** 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合。（※1）
⑤	□	**生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分** ・生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合，（父母２名が存在する場合は④となります。）（※２） ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合， ・成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合　等
⑥	□	**生徒本人** 親権者，未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり，成人に達している場合 等

①～⑥の該当するものにレ点を付けた上で、下記に課税証明書等を添付した者全員の氏名及び続柄を記入してください。
※1　対象生徒が入学時点では①に該当する世帯のうち、7月1日時点で成人である場合は該当する番号は④となります。
※2　対象生徒が入学時点では②に該当する世帯のうち、7月1日時点で成人である場合は該当する番号は⑤となります。

課税証明書等を添付する者（①～⑥）の氏名及び生徒との続柄

ふりがな	しょうがく　たろう	生徒との続柄
氏名	奨学　太郎	父

ふりがな	しょうがく　はなこ	生徒との続柄
氏名	奨学　花子	母

（3）次の理由により，**課税証明書等を添付しません。**

□	所得確認の対象が生徒本人（親権者，未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが，未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

【扶養親族等の状況について】（※道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の場合は、以下を記入してください。）

（1）**オモテ面の世帯区分で、B又はCの□に印を付けた場合**は、下記内容を確認の上、□にレ点をつけてください。

☑	私の世帯は、７月１日現在、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第３６条の規定による生業扶助は受給していません。

確認の上必ずレ点をつけてください。

（2）**オモテ面の世帯区分で、Cの□に印を付けた場合**は、「１人目の高校生等」又は「１５歳（中学生を除く。）以上２３歳未満の扶養されている兄弟姉妹」について、下記の**全ての項目**を記入してください。

	続柄	氏名	生年月日	学校・学年、職業等（無職の場合も記入）	課程
世帯員の状況			成　年　月　日		□通信制 □通信制以外
			成　年　月　日		□通信制 □通信制以外

C区分に該当する場合は必ず記入の上、貼付台紙に該当する兄弟姉妹の健康保険証を添付してください。

（注）７月１日現在の状況を記入してください。「続柄」の欄は、対象となる高校生等を基準としてください。